

紹介

●法制史論集第一卷

法學博士 中田 薫著

本書は日本及外國の法制史に關する著者の論文集の第一卷で親族法相續法に關する研究十五種參考論文三種合せて十八種の論文が收められて居る。大部分は已に國家學會雜誌、法學協會雜誌、法學論叢等に掲載されたものであるが、其中佛蘭西の Patrice は日本の總領代位相續法沿革一般東西封的後見制の比較の如きは著者ならではと思はるゝものである。新發表の論文は三種あるが、今其内容を紹介するに、(第一)「養老律令前後の繼嗣法」に於ては我上古被相續人は其繼嗣の選定に何等の制限を受けず若し選定せずして死亡したるときは利害關係人協議して適當の者を選定した又中繼相續人の制もあつたのであるが支那法を繼受して選定の順位手續等を明定するに至つた然し之には不備缺陷少なからず加之律令の制度が廢頽

して來たので王朝の後半には種々の慣習が生じ結局律令以前の我固有法が大分復活せられ之が中世を通じて行はれた事を論じ本篇を以て實は中世家督相續法研究の序論と稱すべきものであると云つて居る。之は我中世武家の制度を以て律令制定の爲に表面から潜んで居た上古民族制度精神の復活であるとい説く文化史家の見方に照應するものである。(第二)「徳川時代の家督相續法」では公家及び一般庶民間のそれには論及せずして武家の家督相續に限られた研究である。先づ緒言に於て此時代の家督相續は中世では別個の觀念であつた家名相續と封祿相續とが結合したものであるのみならず前者が却つて後者の從屬的觀念となつて了つたことを論じ、以下家督相續人廢嫡及嫡子順位の變更家督相續の開始、分知配當、名跡相續の各項に分つて詳説されてをる。(第三)「徳川時代の親族法相續法雜考」は丈夫屆の制度親類遠縁者の意義、家族の能力古判例五則等封建法一般法を通じて新研究十五項あつて何れも當時の法源に就て或は鎌倉以來の沿革を論じ或は現行法と比較し精密なる考説が施されて居る、法

制史研究の容易の業に非ざるは喋々を要せぬ所であつて従つて新研究の發表も少く志ある人の遺憾とする所であつたが、曩に三浦博士の名篇「法制史の研究」及び「續法制史の研究」出で今又此好著に接して欣快に堪へない。吾人は續卷の早く出づることを希望してやまぬ。(菊判七三八頁、岩波書店發行、價六〇〇)(後藤)

● 明治維新史講話 藤井甚太郎著

明治維新はあらゆる方面に於て我國を根本的に改造しただけに、それだけ範圍も廣汎で且つ頗る波瀾に富み、纏綿複雑極まりなきものであつた。而も其歴史は我國史中の最も意味深く最も光彩あるものであつて、日本民族純眞の精神は其中に發動してゐるのである。本書は著者が此の複雑にして而も光彩ある當時の歴史につき種々の新史料によつてよく其の真相を研覈し且つ深く諸事象の測源をも考察せるのみならず廣く大局にも著眼し全然新しき見方によつて之を講述せられたものであつて全局面の展開を明快に叙述し且つ其中に動いた精神をよ

く把握してゐるのは、さすがに維新史の權威たる著者の筆に領かれる。其の第一篇は社會組織を題して社會體系社會結合の二章に分ち、前者に於ては皇室皇族公卿大名武家百姓町人等の事を述べ、後者に於ては斯くの如き社會の大小中心及其の周圍が全體的又は部分的に如何なる風に連絡があつたかを觀察し、第二篇は幕末時代の諸思想を題して勤王思想、武家存立の思想、鎖國攘夷思想、開國論の大勢を述べ第三篇に於ては社會の缺陷を社會變革の兆を第四篇に於ては社會變革の動因を探索してそれは水戸藩の動搖及び南方琉球方面に於ける開國の氣運を米露兩國使節の來航にありし、第五編は諸勢力の分離を題して朝權の確立、公卿の政治的訓練、諸藩勢力の伸張浪人の運動を述べ、第六篇に於ては諸社會の參政を安政の大獄を述べ、第七篇は諸勢力分散の初期を題して之を幕政方針の一變、浪人運動の發展、薩長一藩の雄飛、諸藩主續々勅を奉じて東下す、攘夷全盛、幕權日々に衰ふの諸章に分ちて説述し、第八篇は政權分離を題して公武合體派の運動、征長役、兵庫先期開港問題諸